

平成二年運輸省令第二十号

貨物利用運送事業法施行規則

貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の規定に基づき、貨物運送取扱事業法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 貨物利用運送事業者が遵守すべき事項（第二条・第三条）

第三章 第一種貨物利用運送事業（第四条・第十七条）

第四章 第二種貨物利用運送事業（第十八条・第二十九条）

第五章 外国人等による国際貨物利用運送事業（第三十条・第四十四条）

第六章 雑則（第四十五条・第五十一条）

附則

第一章 総則（用語）

**第一条** この省令において使用する用語は、貨物利用運送事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

**第二章** 貨物利用運送事業者が遵守すべき事項（貨物利用運送事業の適正な運営の確保等）

**第三条** 貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）は、確実かつ適切に事業を遂行しなければならない。

**2 貨物利用運送事業者は、実運送事業者の行う事業及び貨物利用運送事業に関連する貨物の流通に関するその他の事業の正常な運営を阻害しないよう配慮しなければならない。**

**3 貨物利用運送事業者は、荷主又は公衆に対し、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。（危険品等の運送の取扱い）**

**第三章 第一種貨物利用運送事業（登録の申請）**

**第四条** 法第四条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を申請しようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した第一種貨物利用運送事業登録申請書を提出しなければならない。

**2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。**

**イ 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要**

**ハ その他事業の計画の内容として必要な事項**

**イ 利用する運送を行なう実運送事業者との運送に関する契約書の写し**

**ハ 貨物の保管体制を必要とする場合における保管施設の概要**

**イ 利用する運送を行なう実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要**

**ハ その他の運送を行う実運送事業者との運送に関する契約書の写し**

**二 利用する運送を行なう実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し**

**三 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）**

**イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書**

**ロ 最近の事業年度における貸借対照表**

**ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書**

**五 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類**

**イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本**

- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書  
ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類  
個人にあっては、次に掲げる書類
- イ 財産に関する調査書  
ロ 戸籍抄本  
ハ 履歴書

**七 法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない旨を証する書類**  
国土交通大臣（法第三条第一項の規定による権限が地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限について、運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任されている場合にあっては、地方運輸局長）が必要ないと認めたときは、前項各号の書類の一部の添付を省略することができる。

**（第一種貨物利用運送事業者登録簿）**  
**第五条** 第一種貨物利用運送事業者登録簿は、第一号様式によるものとする。  
(事業に必要な施設)

**第六条** 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。  
一 第一種貨物利用運送事業を遂行するため必要な事務所その他の営業所

二 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盜難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

**第七条** 法第六条第一項第七号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が三百万円以上であることとする。  
(財産的基礎)

**第八条** 基準資産額は、第四条第二項第四号ロ又は同項第六号イに掲げる貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

**2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価格と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価格は、その評価額によって計算するものとする。**  
(変更登録の申請)

**第九条** 法第七条第一項の規定により第一種貨物利用運送事業の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

**二 登録番号**

三 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送に係る運送機関（以下「利用運送機関」といいう。）の種類及び新旧の対照を明示すること。）

**四 変更を必要とする理由**

**2 前項の申請書には、第四条第二項に掲げる書類のうち変更登録に伴いその内容が変更されるもの添付しなければならない。**  
(登録事項の変更の届出)

**第十条** 法第七条第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録事項変更届出書を提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 登録番号

三 変更した事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）

四 変更の実施の日  
五 変更を必要とした理由

2 前項の届出書には、第四条第一項に掲げる書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

**第十一條** 法第八条第一項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者（利用運送約款の認可の申請）

は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号

二 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類

三 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

四 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由  
(利用運送約款の記載事項)

**第十二条** 法第八条第一項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第一種貨物利用運送事業ある旨及び利用運送機関の種類

二 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項

三 利用運送の引受けに関する事項

四 受取、引渡し及び保管に関する事項

五 損害賠償その他責任に関する事項

六 その他利用運送約款の内容として必要な事項  
(掲示事項等)

**第十三条** 法第九条（法第十八条第三項及び法第四十四条第三項（法第四十九条の三において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。この場合において、本条から第十三条の三までの規定中、「第一種貨物利用運送事業」とあるのは、「第二種貨物利用運送事業」と読み替えるものとする。）において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。）の規定により掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない事項は、次のとおりとする。

一 第一種貨物利用運送事業者である旨

二 利用運送機関の種類

三 運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）

四 利用運送約款

五 利用運送の区域又は区間  
(公衆の閲覧の方針)

**第十三条の二** 法第九条の規定による公衆の閲覧は、第一種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。  
(公衆の閲覧に供することを要しない場合)

**第十三条の三** 法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 第一種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二 第一種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合  
(運輸に関する協定の届出)

**第十四条** 法第十一条（法第三十四条第一項で準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 設備の共用

二 連絡運輸

三 共同積荷その他の共同経営  
2 法第十一条の規定により運輸に関する協定の締結又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運輸に関する協定締結（変更）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに利用運送機関の種類

二 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに利用運送機関又は運送機関の種類

三 締結し、又は変更しようとする協定の主な内容（変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）

四 締結し、又は変更しようとする協定の効力発生の日及び存続の期間

五 協定の締結又は変更を必要とする理由  
(前項の届出書には、協定書の写しを添付しなければならない。)

三 (承継の届出)

四 締結し、又は変更しようとする協定の効力発生の日及び存続の期間  
(前項の届出書には、協定書の写しを添付しなければならない。)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号

二 被承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 承継の理由  
(承継した年月日)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該承継の事実を証する書類  
(事業の廃止の届出)

二 承継人が承継前に第一種貨物利用運送事業を経営していない場合にあっては、第四条第二項  
に掲げる事項を記載した事業の廃止届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(登録番号)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該承継の事実を証する書類  
(事業の廃止の届出)

二 承継人が承継前に第一種貨物利用運送事業を経営していない場合にあっては、第四条第二項  
に掲げる事項を記載した事業の廃止届出書を提出しなければならない。

一 貨物の荷造り、保管又は仕分け（以下「貨物の荷造り等」という。）の際における荷崩れを防止するための措置  
(附帶業務に係る輸送の安全確保)

**第十七条** 法第十八条第二項（法第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める輸送の安全を確保するために必要な措置は、次のとおりとする。

一 貨物の荷造り、保管又は仕分け（以下「貨物の荷造り等」という。）の際における荷崩れを防止するための措置  
(貨物の荷造り等の際ににおける貨物の取扱いに関する貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導及び関係事業者に対する周知又は指導)

二 貨物の荷造り等の際ににおける貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導及び関係事業者に対する周知又は指導

三 危険物その他の取扱いに注意を要する貨物について貨物の荷造り等を行いうる際における当該貨物の性質に応じた適切な取扱い

**第四章 第二種貨物利用運送事業**

**第十八条** 法第二十一条第一項第二号の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 利用運送機関の種類  
(事業計画及び集配事業計画)

二 利用運送の区域又は区間

主たる事務所の名称及び位置  
業務の範囲  
六 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要  
利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要  
八 実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置  
法第二十一条第三号の集配事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 貨物の集配の拠点  
二 貨物の集配を行う地域  
三 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置  
四 貨物の集配を自動車を使用して行う場合にあっては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあっては、二に掲げる事項を除く。）  
イ 各営業所に配置する事業用自動車（貨物の集配の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の数  
ロ 自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第二条第一項第四号に規定する自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送に係るイに掲げる事項  
ハ 自動車車庫の位置及び収容能力  
ニ 事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員（貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第三十四条において準用する同令第三条第一項に規定する特定自動運行保安員をいう。）及び運行の業務の補助に従事する従業員（以下「乗務員等」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力  
五 貨物の集配を他の者に委託して行う場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）  
(添付書類)

第十九条 法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

一 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し  
二 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）  
三 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあっては、次に掲げる書類  
イ 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類  
ロ 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあっては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。以下同じ。）に係る使用条件（同条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）が記載された書類  
ハ 特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則第三条第三号の三に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下同じ。）を行おうとする場合にあっては、当該特定自動運行に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

四 既存の法人にあっては、次に掲げる書類  
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書  
ロ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書  
ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書  
五 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類  
イ 定款（商法（明治三十二年法律第四十八号）第一百六十七条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本  
ハ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書  
六 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類  
イ 個人にあっては、次に掲げる書類  
ロ 財産に関する調書  
ハ 戸籍抄本  
履歴書  
七 法第二十二条各号のいずれにも該当しない旨を証する書類  
一 國土交通大臣が必要ないと認めたときには、前項各号の書類の一部の添付を省略することができる。  
（事業計画及び集配事業計画の変更の認可の申請）  
第二十条 法第二十五条第一項の規定により事業計画又は集配事業計画の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書又は集配事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）  
三 変更を必要とする理由  
一 前項の申請書には、前条第一項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。  
（集配事業計画の変更の届出）  
第二十一条 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める集配事業計画の変更は、第十八条第二項第四号又はロに掲げる事項に係る変更であつて、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。  
一 前項の集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した集配事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。  
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）  
三 変更を必要とする理由  
一 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる書類のうち集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。  
（事業計画及び集配事業計画の軽微な変更の届出）  
第二十二条 法第二十五条第三項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画及び集配事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更であつて、利用運送機関の種類の変更に伴うもの以外のものとする。  
一 事業計画の変更の場合にあっては、第十八条第一項第三号、第四号及び第六号から第八号までに掲げる事項

二 集配事業計画の変更の場合にあつては、第十八条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項にあつては、貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置を除く。）	三 譲渡し及び譲受けの価格 譲渡し及び譲受けの予定日 譲渡し及び譲受けの価格の明細書
一 前項の事業計画又は集配事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書又は集配事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。	一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	二 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
三 変更を必要とした理由	三 変更を必要とした理由 前項の届出書には、第十九条第一項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。 (事業計画又は集配事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略)
四 物の集配の拠点	四 譲渡し及び譲受けの価格 譲渡し及び譲受けの予定日 譲渡し及び譲受けを必要とする理由 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）

二 第二十三条 第二種貨物利用運送事業の譲渡し及び譲受け、第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併若しくは分割又は相続による第二種貨物利用運送事業の継続の認可を申請しようとする第二種貨物利用運送事業者は、これらの事由に伴つて事業計画又は集配事業計画を変更しようとするときは、当該認可の申請書に事業計画又は集配事業計画について変更しようとする事項を記載した書類（当該事項に係る利用運送機関の種類及び新旧の対照を明示すること。）及び第十九条第二項に掲げる書類のうち事業計画又は集配事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付することにより、当該事業計画又は集配事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続を省略することができる。	二 第二十七条 法第二十九条第二項の規定により第二種貨物利用運送事業者たる法人の合併又は分割の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人の合併（分割）認可申請書を提出しなければならない。 （法人の合併又は分割の認可の申請）
五 利用運送約款の認可の申請等	五 利用運送約款の認可の申請等
六 第二十四条 第十二条の規定は、法第二十六条第一項の規定による利用運送約款の設定又は変更の認可の申請について準用する。この場合において、第十二条第一号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。	六 第二十八条 法第三十条第一項の規定により相続による第二種貨物利用運送事業の継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の継続認可申請書を提出しなければならない。 （相続人の事業継続の認可の申請）
七 第二十五条 法第二十七条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならない事項は、次のとおりとする。	七 第二十九条 法第三十一条第一項の規定により相続による第二種貨物利用運送事業の継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の継続認可申請書を提出しなければならない。 （事業の休止及び廃止の届出）
八 一 第十三条第二号から第六号までに掲げる事項 二 第二種貨物利用運送事業者である旨	八 一 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し 二 合併又は分割の方法及び条件の説明書 三 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により第二種貨物利用運送事業を承継する法人が現に第二種貨物利用運送事業を経営していない場合にあっては、第十九条第一号及び第四号又は第五号並びに第七号に掲げる書類 （相続人の事業継続の認可の申請）
九 三 貨物の集配の拠点 (公衆の閲覧の方法)	九 一 申請者と被相続人との続柄を証する書類 二 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 （公衆の閲覧に供することを要しない場合）
十 第二十五条の二 法第二十七条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、第二種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	十 一 申請者が現に第二種貨物利用運送事業を経営していない場合にあっては、第十九条第一項第二十五条の三 法第二十七条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
十一 一 第二種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合 二 第二種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合	十一 一 申請者が現に第二種貨物利用運送事業を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。 （事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）
十二 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 譲渡し及び譲受けに係る利用運送機関の種類、利用運送の区域又は区間、業務の範囲及び貨物の集配の拠点	十二 一 申請者が現に第二種貨物利用運送事業を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。 （事業の譲渡し及び譲受けの認可の申請）



イ 利用運送に関して次に掲げる事項を記載した計画

利用運送の区域又は区間

国内における主たる事務所の名称及び位置

国内における営業所の名称及び位置

業務の範囲

貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の概要

利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

実運送事業者又は貨物利用運送事業者からの貨物の受取を他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置

口 貨物の集配について次に掲げる事項を記載した計画

貨物の集配の拠点

貨物の集配を行う地域

口 貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

貨物の集配に係る営業所の名称及び位置

貨物の集配について次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、(i-v)に掲げる事項を除く。）

(i) 各営業所に配置する事業用自動車の数

自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係る (i)

に掲げる事項

貨物の集配に自動車を使用して行う場合にあつては、次に掲げる事項（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者にあつては、(i-v)に掲げる事項を除く。）

(ii) 自動車車庫の位置及び収容能力

乗務員等の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力

(iii) 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送に係る (i)

に掲げる事項

貨物の集配に他の者に委託して行う場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに営業所の名称及び位置並びに受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数（自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、受託者が当該貨物の集配の用に供する事業用自動車の数に加え、当該事業用自動車のうち当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の数）

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）

二 自動車を使用して貨物の集配を行おうとする者（当該貨物の集配について貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の許可を受けている者を除く。）にあつては、次に掲げる書類

イ 事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類

ロ 自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行貨物運送の用に供する事業用自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

ハ 特定自動運行貨物運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行貨物運送に係る道

交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見

込みに関する書類

三 利用運送約款

イ 法人にあつては、次に掲げる書類  
イ 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるもの

ロ 最近の事業年度における貸借対照表

五 個人には、財産に関する調書

六 法第三十八条第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

（事業計画の変更の認可の申請）  
一 揭げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出しなければならない。

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、前条第二項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

（事業計画の変更の届出）

四十一條 法第四十六条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第三十九条第一項第五号ロ(4)(i)又は(i-ii)に掲げる事項に係る変更とする。

2 前項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三 前項の届出書には、第三十九条第二項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

四十二条 法第四十六条第四項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次に掲げる事項に係る変更とする。

一 第三十九条第一項第五号イ(2)、(3)、(5)、(6)及び(7)に掲げる事項  
二 第三十九条第一項第五号ロ(2)、(3)及び(5)に掲げる事項(3)に掲げる事項にあつては、貨物の集配を自動車を使用して行う営業所の位置を除く。)

2 前項の事業計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事後届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

三 変更を必要とした理由

3 前項の届出書には、第三十九条第二項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されたものを添付しなければならない。

（事業の廃止の届出）

四十三条 第三十六条の規定は、法第四十八条の規定による外国人国際第二種貨物利用運送事業の廃止の届出について準用する。この場合において、第三十六条第一号中「その代表者の氏名並びに登録番号」とあるのは、「その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

（処分をする必要があると認められる事由）

第十四条 法第五十条の二第一項の国土交通省令で定める事由は、外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所属国における法令等の内容が当該国と本邦との間における国際貨物運送に関し第一種貨物利用運送事業者の公正な事業活動を阻害するものであることその他国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためにその処分をする必要があると認められる事由とする。

送事業者の所属国における法令等の内容が当該国と本邦との間における国際貨物運送に関し第一種貨物利用運送事業者の公正な事業活動を阻害するものであることその他国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためにその処分をする必要があると認められる事由とする。

法第五十条の二第二項の国土交通省令で定める事由は、外国人国際第二種貨物利用運送事業者の所属国における法令等の内容が当該国と本邦との間における国際貨物運送に関し第二種貨物利用運送事業者の公正な事業活動を阻害するものであることその他国際貨物運送に係る第二種貨物



(届出)  
**第四十九条** 貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業に関する団体は、次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる国土交通大臣又は地方運輸局長に届け出なければならない。

一 第四条第二項第一号及び第三十条第二項第一号の事業の計画の内容に変更があつた場合（第十四条第二項第一号ハ及び第三十条第二項第一号ハを除く。）登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長

二 休止していた第二種貨物利用運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した国土交通大臣又は地方運輸局長

三 法第十二条（法第十八条第三項で準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項及び法第二十一条（法第三十四条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した国土交通大臣又は地方運輸局長

四 貨物利用運送事業者の氏名若しくは名称、住所又は国籍に変更があつた場合 当該事業の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長

五 貨物利用運送事業者たる法人であつて、役員又は社員に変更があつた場合 当該事業の許可又は登録をした国土交通大臣又は地方運輸局長

六 貨物利用運送事業に関する団体が解散し、又は第四十五条第一号から第三号までに掲げる事項に変更を生じた場合 国土交通大臣

七 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第五号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第六号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行わなければならぬ。

八 第一項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出事項に關し、法人の設立、合併又は分割があつたときは、その登記事項証明書、役員又は社員に変更があつたときは、新たに役員又は社員になつた者が法第六条第一号から第三号までに該当しない旨の宣誓書を添付しなければならない。

九 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 届出事項

三 届出事項の発生した日

四 第一項第四号又は第五号の届出書の提出については、前項及び次条の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号）の定めるところによることができる。

五 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

六 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

七 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

八 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

九 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

十 貨物利用運送事業者の管轄区域（書類の提出）

ときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長。以下同じ。）

5 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る事業計画（第十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項に限る。）の変更に係る事業に係るものは、それぞれ当該事業の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

6 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

7 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

8 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

9 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

10 法及びこの省令の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書（貨物自動車運送事業法第三条の許可を受けている者が行うものに限る。）であつて鉄道運送に係る第二種貨物利用運送事業に係る運輸支局長又は海事事務所長の管轄区域にわたるときは、当該事業の主として関する土地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長）を経由して提出することができる。

#### 附 則

##### （施行期日）

**第一条** この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

（通運事業法施行規則の廃止）

**第二条** 通運事業法施行規則（昭和二十五年運輸省令第九号）は、廃止する。

（登録の職權更正）

**第三条** 地方運輸局長は、法附則第七条第四項（法附則第十二条第二項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録を更正するときは、更正すべき内容を当該運送取次事業の登録を受けたものとみなされる者に通知し、当該者の書面による確認を受けた上、その内容を運送取次事業者登録簿に記載することにより行う。

（集配事業計画の追加記載）

**第四条** 地方運輸局長は、法附則第八条第三項（法附則第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届出書の提出を求めるときは、当該第二種利用運送事業の許可を受けたものとみなされる者に対し、集配事業計画に追加して記載すべき事項及び届出書の提出の期限を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、同項の提出の期限までに次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 利用運送機関の種類

三 追加して記載すべき事項

（法附則第十条第一項の確認の申請等）

**第五条** 法附則第十条第二項の確認（以下単に「確認」という。）を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した確認申請書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法の施行の際現に旧通運事業法第二条第一項第二号の行為に係る同法第四条第一項の免許又は同法第十五条の指定を受けて行つている事業の内容

三 当該事業の最近の三事業年度の実績

<p>第一項又は第二十一条第二項の規定により運送取次事業について法第二十三条の登録を受けたものとみなされる者</p> <p>法附則第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により利用運送事業について法第三十五条第一項の許可を受けたものとみなされる者</p> <p>この省令は、平成六年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成六年三月二九日運輸省令第一号)</p> <p>(施行期日) 附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄</p> <p>この省令は、平成六年十月一日から施行する。(聽聞に関する規定の整備に伴う経過措置)</p> <p><b>第一条</b> この省令は、行政手続法の施行の日 (平成六年十月一日) から施行する。</p> <p><b>第二条</b> この省令は、行政手続法の施行前に運輸省令の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聴聞会 (不利益处分に係るもの) を除く。又はこれらのための手續は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年三月一三日運輸省令第一四号)</p> <p>この省令は、許可、認可等の整理及び合理化に関する法律第二十七条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の規定の施行の日 (平成七年四月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年四月二八日運輸省令第二七号)</p> <p>この省令は、平成七年六月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成七年六月二三日運輸省令第三六号)</p> <p>(施行期日) 附 則 (平成七年六月二三日運輸省令第三七号) 抄</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一〇年三月一三日運輸省令第八号)</p> <p>この省令は、平成十年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一年三月三一日運輸省令第一七号)</p> <p>この省令は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一二年九月一日運輸省令第三〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p><b>第一条</b> この省令は、海上運送法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第七十一号) 以下「改正法」という。の施行の日 (平成十二年十月一日) から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一三年三月一五日国土交通省令第三九号) 抄</p> <p>この省令は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄</p> <p>この省令は、平成十四年七月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十四年七月一日から施行する。</p> <p><b>附 則</b> (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄</p> <p>この省令は、平成十四年七月一日から施行する。</p> <p><b>第一条</b> この省令は、平成十四年七月一日から施行する。</p>
---

附則（平成五年二月十四日国土交通省令第一号）抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

(施行期日) 附則(平成二七年三月七日国土交通省令第二号)抄

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

附則  
（平成一八年四月二八日国土交

**(施行期日)**  
**第一条** この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

経過

**第三条** この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の手続は、二〇〇〇年三月三十一日以後の省令（以下、「新令」という。）の規定によるものとみなす。

（以下「新令」という）の規定の適用については、この省令は、この改正後の省令の相当規定によつてしたものとみなす。

**附則**（平成二十八年三月三日国土交通省令第三ハ号）

四

（施行期日） 附 費 令和二年二月二三日国土交通省令第六八号

1

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第三二号）抄

施行

**第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附

（施行期日）  
二〇〇〇年四月一日から、デジタル出版の形成するこの規制改革を推進するこのデジタル出版形成基

111

本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）が  
附則（令和六年三月一九日国土交通省令第一六号）抄

三

**第一条** この省令は、令和六年四月一日から施行する。  
(施行期日)

第1号様

第三章 第二節

第一号様式(第5条開示用)(平成6年4月1日令)			
第一種貨物列車運送事業者登記証			
登録事項番号	登録年月日	商	号
氏名又は名称			
法人名にあっては その代表者の氏名	住		所
主たる事務所の名称	主たる事務所の地番		
事務所に係る運送機関の範囲	外	航	内
業務の範囲	航	航	空
営業所の各名及び住所	航	航	空
利用運送区分	航	航	区間
備考			

第2号様式（第31条関係）

31条関係) (平15年文令11・全改)

登録番号	登録年月日	所属国
氏名又は名称	商	号
法人にあっては その代表者の氏名	住	所
主たる事務所の名称	主たる事務所の地 所 在	
業務の範囲		
営業所の名称及び 所 在 地		
利用選択の区域間 又は区間	国内	
	国外	
備考		

第3号様式（第31条関係）（平15年文令11・全改）  
外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者登録簿

登録番号	登録年月日	所属国
氏名又は名称	商	号
法人にあっては その代表者の氏名	住	所
主たる事務所の名称	主たる事務所の 所在地	
業務の範囲		
営業所の名称及び 所在地		
利用運送の区域 又は区間	国内	
	国外	
備考		